

会議（打合せ）報告書

| | | | |
|---|---|-----|----------------|
| 会議(打合せ)の名称 又は議題 | 令和2年第16回 議会運営委員会 | | |
| 報告者職氏名 | 主事補 小原 陽子 | | |
| 日 時 | 令和2年7月6日（月） 午前10時00分 | 場 所 | 市役所本庁舎4階 大委員会室 |
| 出席者 | 出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長、副議長 議会事務局 石井局長、萩原主査、東山主任主事 | | |
| 【会議の概要】 | | | |
| 議題 | | | |
| (1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について | | | |
| (2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について | | | |
| (3) その他 | | | |
| 《決定事項等》 | | | |
| (1) 議会運営委員会で所掌する検討事項について ・委員会の議事録検索について、令和元年以降の常任委員会の議事録をホームページ上にPDF形式で公開する。 | | | |
| (2) 請願・陳情の取扱いに関する要望について ・引き続き検討する。 | | | |
| (3) その他 ・次回、検討事項にかかる会議は7月17日（金）15時00分開会とする。 | | | |

－開会 10:00－

石井事務局長：

おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆様、おはようございます。足元の悪い中、ご参集いただきありがとうございます。先週の土曜日、九州の南部では、非常の大雨によって被害が発生し、死者、心肺停止者、行方不明者約50名を数える状況となっております。亡くなられた方、被災された方には、心よりお見舞い等申し上げたいと思います。さて、本日の議会運営委員会でございますが、議題として2つ、議会運営委員会が所掌する検討事項についてと、請願・陳情の取扱いに関する要望についての2議題です。皆様の慎重なるご審議をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

石井事務局長：

ありがとうございました。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血協委員長：

ただいまの出席は、8名でございます。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第16回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題の通りです。それでは、議題1、議会運営委員会が所掌する検討事項について議題といたします。先日、6月26日に開催いたしました、第14回議会運営委員会において、検討事項2、委員会会議録検索の導入については、後日の取り扱いといたしましたので、本日、改めて協議を行いたいと思います。ここで、委員外発言となりますが、本検討事項の提案者であります小田川議員から、前回配布資料のうち、会議録検索に関わる部分について、要望理由が書面で出されておりますので、改めて説明を求めたいと思います。

小田川議員：

皆さん、おはようございます。本日もこのように説明する機会を与えていただきまして、ありがとうございます。前回お配りさせていただいた資料を基に、少し付け加える形で提案理由を述べさせていただきます。それでは、前回お配りしました資料の裏面になります。委員会の議事録検索導入を要望する理由について、説明させていただきます。まず、先に提案しました議運での私の要旨というのが、議会の透明化に向けて、情報公開が必要ではないか、ということで提案をいたしました。もう少し細かく言いますと、白井市情報公開条例に定める実施機関には、議会も入っています。条例に定める情報公開の目的を遂行するために、委員会の議事録を、住民からの請求を待たず、閲覧できる状態に整えることを提案いたします。

裏面の資料を読み上げていきます。これは、平成30年4月25日付けで総務省が通知を出しました、地方議会に関する地方自治法の解釈等について、という2番目の項目になります。

2、地方自治法第123条に係る取り組みについて、ここには、地方自治法第123条の規定により、地方議会は、書面、または電磁的記録をもって会議録を作成しなくてはならないとされています。これは、住民の求めに応じて閲覧させることなどにより、議事公開の原則を全うすることを趣旨とするものです。議会活動の透明性向上の観点から、会議録については、速やかに作成するとともに、住民が閲覧しやすい環境に置くことが重要と考えられます。音声認識技術の活用により、会議録作成に係る作業の効率化が図られている事例等も参考にしつつ、会議録のホームページ上の公開等に積極的に取り組んでいただくよう、お願いいたします。この文中の真ん中あたりに、議会活動の透明性向上という言葉があります。この議会活動についてなんですが、これは、平成20年に改正された地方自治法において、議員活動の範囲の明確化ということで改正がされています。その中の、地方自治に規定されている会議、これは議会活動における会議という意味になりますけれど、この中には、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、この4つが掲げられています。こういったところからも、本会議同様に、常任委員会の議事録をホームページ上に公開することが、白井市議会としても求められているのではないかと思います。そして、次に、議員必携にはどのように書かれているかということも補足で紹介させていただきます。まず、議事公開の原則というところでは、議事の公開は、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表の3つの要素から成っている。そして、この会議録の公表なんですけれど、これは、会議の状況を真正に記録した会議録ということで、一般住民が閲覧できる状態にしておくこと、また、可能な限り広く配布をすること、という風に示してあります。そしてもう1つ、委員会記録の作成、保管、公開というページもありますので、最後にこちらも紹介させていただきます。委員会の審議状況や、審査情報の公開を図るためにも、委員会を原則公開とするだけでなく、有線放送や、ICTを活用して、広く委員会活動を住民に知らしめるとともに、委員会の会議録についても、本会議並みに整えるのは無理としても、わかりやすい会議録を作成することが望まれる、と、このように委員会の審議状況、審査情報、そして、会議録の公開を求める、というような内容が載っておりました。以上で提案理由と補足説明を終わります。

血脇委員長：

小田川議員から説明が終わりました。次に、会議録検索に関わるものに、経費の関係ですか、県内の他の市議会の実施状況について、以前事務局から資料が出され、説明がなされているところですが、今一度、簡潔に事務局長から説明をお願いします。

石井事務局長：

それでは、前回お配りいたしました、他市会議録検索システムの公開状況というA4の横書きのものをご覧ください。まず、委員会の議事録につきましては、委員会条例の第30条に規定がございます。委員長は職員をして、会議の概要、出席委員の氏名等、必要な事項を

記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない、そして、第3項には、この記録は、議長が保管するという扱いになっているところでございます。委員会の記録は、本会議と違いまして、要点記録ということがここに明記されておりました、議事録については、現状、議長が保管をするということになっているところです。白井市の状況につきましては、市民から閲覧請求があった場合には、事務局で閲覧が可能な状況となっておりますが、例年、閲覧の請求というのはないところでございます。ただし、試行といたしまして、本庁舎が落成いたしました契機に、情報公開コーナーのほうに、常任委員会、議会運営委員会の過去3年分の議事録を試行的に配置をしているところでございます。それでは、お手元の資料をご覧ください。まず、A4の、他市の会議録検索システムの状況という、ちょっと細かい表をご覧くださいと思いますが、他市の公開の方法といたしましては、やはり会議録検索システムというもので、ホームページ上で公開している例が多くなっております。千葉県内では、37市中25市がホームページ上で閲覧できるような形になっております。このうち、23市が会議録検索システムから委員会の議事録を検索することができますが、2市について、これは柏市と大網白里市になりますが、こちらについては、会議録検索システムではなく、PDFファイルを貼り付けているということで対応をしています。インターネット以外の方法といたしましては、情報公開コーナーなどで公開している市が37市中8市となっております。それでは、もう1枚の会議録検索システムという資料をご覧くださいと思います。こちらは、費用等に関する積算でございますが、今年の資料で大変恐縮でございます。現状、本会議を会議録に掲載するにあたりましては、本会議のデータを作成していただくという作業、これに関する費用が発生してまいります。そして、会議録検索システムを使用する費用というものがかかってまいりまして、本会議のみの現状でございますと、99万1076円かかっているところでございます。仮に、これに常任委員会、特別委員会等の議事録を追加する場合には、概ね18万9482円程度の増額になると考えているところでございます。また、この積算に関しましては、平成30年度分のデータを移行することを想定しておりますので、過去何年まで遡るかということは書いていないところでございますが、過去分を遡るのであれば、それなりの費用が加算されるところでございます。また議会運営委員会につきましては、現状職員対応とさせていただいております、職員のほうで手作業で議事録を作っている部分があるんですが、こちらを仮に掲載するといいたしますと、概ねデータの作成料、また場合によっては会議録作成そのものを委託する必要がありますので、概ね50万程度の増額になるのではないかとこのところを見込んだものでございます。

血脇委員長：

ただいま説明をいただいたところです。本会議システムについて、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。ご意見よろしく申し上げます。

石井委員：

1 番初めに、市民の声から出された検討事項の一覧を見ると、委員会の議事録検索となっているんですけど、ここでいう委員会というのは、前回、その上の委員会ライブ中継の検証及び議運・全協中継の検討というのをやったと思うんですね。その時検討した委員会という、つまり常任委員会という捉え方ではなく、今日出された委員会の議事録検索というのは、常任委員会プラス特別委員会プラス議会運営委員会ということなんですか。この委員会というのはどこまで言っているんですか。

小田川議員：

当初提案した時には、常任委員会だけを考えていました。ただ、この資料の最後のところにも、また、から続く言葉はありますが、これは現時点での意見でありますので、提案当時は常任委員会のみで考えておりました。

石井委員：

そうしますと、委員長、今日の話し合いの進め方を確認いたします。今日の話し合いは、常任委員会の会議録検索についてという、その1点で進めてよろしいのか、今、局長が資料提出されたように、常任委員会プラス特別委員会プラス議会運営委員会という風に考えるべきなのか、今日の進行の仕方を教えてください。

血脇委員長：

要望を出された方から確認したところ、常任委員会ということですので、常任委員会に絞って検討していきたいと思います。ご意見ございますか。

石井委員：

前回の議会運営委員会の時に、常任委員会のライブ中継についての検証というのをやりました。このライブ中継は、現在まだ1年しかたっておりませんので、やはり数年たってからもう一度検証しましょうということで終わりました。これに合わせて、常任委員会の議事録の検索については、今までは事務局でテープ起こしをして作成し、議長が保管して、閲覧希望があれば閲覧どうぞと。そして、庁舎の1階の情報公開コーナーに置いてある、ということですが、現状はね。しかしながら、県下の他の市のことも資料で見させていただきますと、ほとんどのところがインターネットで会議録が見られるようになっています。現状では、委員会の録画中継が今やっていないところでもありますし、会議録の検索はできるようにしたほうがいいと思います。

中川委員：

私も異議なしです。

植村委員：

私もいいと思います。大体、このデジタル化というのは、やはり効率性と正確性ということが命だと思しますので、ライブ中継を聞き逃したり見逃したり、ということがあると思しますので、議事録検索ができればいいと思います。それから、今、新しい生活様式ということで、こういうことが可能になれば、ここまで見に来ることによる人の集まりというのも、新しい様式に近づいていくのかなという気もするので、以上3点でよろしいのではないかなと思います。

柴田副委員長：

私も議事録検索ができるようにすればいいと思います。ただ、この間の話し合いでは、議運・全協についてはまだ検討を先送りにしようという話になったと思うんですけども、特別委員会については、特に話し合いの中に入っていなかったんですが、会議録検索システムの資料の中には一応特別委員会というの見込んで入れてもらっていますので、ここについても一応協議して、同意を得ておいたほうがいいのではないかと思います。

古澤委員：

今、石井委員が、本日の議運の進め方で確認をされました。そして、そのお答えは委員長から、最初に出されたペーパーにあった通り、常任委員会で、ということをおっしゃられました。今、柴田委員が特別委員会を含ませるということをおっしゃいましたが、どちらで進めるんですか。私は、最初委員長がおっしゃったとおりに進めるものと思って考えておりましたが、そこは明確にしてください。

血脇委員長：

私のほうから、3つの常任委員会ということで進めると言いました。その後、柴田副委員長のほうからは、特別委員会を考えたらどうだというようなご意見ですので、そのあたり、皆さんのご意見を伺いたいです。

古澤委員：

そうじゃないと思うんですよ。委員長が常任委員会でやりますとはっきり名言したんですから、もし柴田さんから提言があったならば、この提言をどう取り扱いますかと諮るべきではないんですかね。

柴田副委員長：

常任委員会と限ったけれども、特別委員会も加味することも含めて検討したらどうですかということを諮って、今、私は委員長はそういう風に、それも含めてどうですかという風な聞き方をされたと思ったので特に何も思わなかったんですけど、特別委員会も1つ、そんなにしょっちゅうあるものではないというのは今までの流れで分かっていますが、一応、議運・全協以外の公開の対象になっているものとしては特別委員会もあるので、常任委員会だ

けでなく特別委員会も視野に入れてはどうでしょうか、という追加の提案という風に受け止めていただけるといいと思います。

古澤委員：

追加の提案がありましたけれども、これも入れますかというね。

血脇委員長：

ですから、それを皆さんから意見をいただきたい。

古澤委員：

いや、どうですかという言い方をすると、いつもの例を見ますとそのままだらだらとその議論に入ってってしまうのが常なので、それで今ちょっと確認しただけです。

血脇委員長：

早速語りたいと思います。先ほど私のほうで常任委員会と述べさせていただきましたが、柴田副委員長のほうから、特別委員会を含めてというようなご提案がありました。皆さん、特別委員会を含めるということについて、ご意見を伺いたいと思います。先ほどそのつもりで言ったんですけれども。

石井委員：

だから、私は最初に確認したんです。今日の会議の進め方…。

血脇委員長：

わかりました。それでは、切り離します。特別委員会は、まず後段階にします。常任委員会3つについて。その後に、柴田副委員長から出た特別委員会をどのように扱うかを語りたいと思います。ここでは3常任委員会について、会議録検索システム導入についての意見を伺いたいと思います。

田中委員：

先ほど事務局のほうから、閲覧がないというようなお話があったかと思うんですけれども、常任委員会だけに絞った場合でも、ここに書いてある参考の金額ぐらいは出ていく、ということですか。それと、前回、3年でというようなお話もちらっと聞いたかなと思うので、その辺のところをもう一度お願いできますか。

石井事務局長：

金額につきましては、あくまでも参考でございますが、本会議と別に契約が必要になってくることから、常任委員会、特別委員会というのも書かせていただきましたが、こちらの、

載せるためのデータを追加するという増額が見込まれるというところの積算でございます。そして、ちょっと、3年というのは。

田中委員：

3か年契約とかってこの間。

石井事務局長：

委員会の中継について、議会中継につきましては、単年契約よりも、債務負担行為で、3か年契約にしたほうが効果が見込まれるというところがありましたので、3か年契約で対応しているところでございます。議事録について、こちらのほうも長期継続契約という形になっていますので、申し添えます。

田中委員：

やはり、お金が絡んできて、先ほどの閲覧があまりないです、ということになると、誰が利用するの、となると議員さんですかね、これ。ちょっと、なんていうのかな、こういう時期に、なおかつお金をかけていくということに関しては、私は反対させていただきます。

秋谷委員：

ここに、先ほど18万9千なんぼかの支出、増額になるということなので、田中議員がおっしゃりましたけれども、今まで検索がないということなので、私自身も、この金額が妥当かどうかは別にして、これからどれだけ増えるかわからないですけれども、今の段階では、まあ、他の市町村はかなりやっているみたいですが、私自身は、これには反対いたします。

長谷川議長：

私が発言してはいけないんだろうけれども、先ほど、柏と大網がPDFでやっているという風な話をされたので、PDFで公開するときの費用と事務局の負担はどうなっているのかわかる範囲でお答えいただきたいんですけど。

石井事務局長：

PDFの公開につきましては、基本的に、データをPDFファイルに置き換える作業が1点、そして、それを仮にホームページに貼り付けるという作業でございますので、費用的には掛からないと。また、時間的にも、ページの様式さえ整えてしまえばそんなに難しいことではないと考えております。

古澤委員：

ちょっと迷っているところでもあります。私の持論からすれば、政策に関係することは市民の生活に関わってくることなので、検索システムを導入してもいいかなという考えであります。しかし、費用対効果ということになりますと、確かに、今お二方の委員がおっしゃったように、いくら用意をしておくということであっても、あまり利用はされない、そういう判断もあって、ちょっと迷うところでもあります。ただ、今局長の説明を聞いたところによると、それほど手間も費用も重荷にはならないような感じになりましたので、3常任委員会に関しては政策に関わってくるので、考えてもよいかというほうに傾きつつあります。

田中委員：

先ほど、インターネットのほうで、というつもりでお話をさせていただきまして、議長からのご質問、それと事務局からのお答えで、PDFに関してはよろしいのかなと思います。すべてが反対ということではないです。

血脇委員長：

システム導入に賛成という方と、システム導入は必要ないだろうという方、あるいはPDFだったら費用も掛からない、それから手間とかそういうものもそんなに負担にはならないということで、PDFを貼り付けであればいいのではないかと、というようなご意見ですが、皆様いかがでしょうか。

秋谷委員：

先ほどPDFのことについて、柏市と大網白里市が2市やっているということなので、それが今、事務局のおっしゃるとおり、そんなに負担ではないよというのだったら、私はそれについては賛成いたします。

石井委員：

私は、基本的にはネットで会議録が見られたほうが便利だろうと思って、先ほど発言しましたが、やはりこの議運の中で、あまり意見が割れちゃうのも大変なので、先ほどPDFで、というやり方で公開するのであれば、皆さんの合意が得られるのかなという風に思いました。インターネットで会議録検索では一致しないのであれば、PDFで公開という形にしたいと思いますが。

血脇委員長：

先ほど、導入について賛成だというご意見があったところですが、検索システムは反対だけれども、PDFだったら賛成というようなご意見が出ております。皆さん、PDFというところでのご意見が比較的多いのかなと思いますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思えます。中川委員、先ほど導入について賛成というご意見でしたが、PDFで考えたときに費用対効果が、というご意見が出ているんですが、いかがでしょうか。

中川委員：

私はそれでもかまいません。基本的には賛成だと。ただ、やっぱりこのコロナでね、高齢化してきている市民の年齢を考えると、いろんな情報を発信する、また検索できる、そういうものを広げていくべきだと。今まさにその時期だという風に思うので、皆さんがPDFで費用対効果が極めていいということであれば、それに反対する気はありません。

植村委員：

最初に、議事録検索システム、ちょっと確認なんですけれども、いただいている資料は、これくらい余分にかかるよというような数字が出ているんですけれども、これだけなんですか、本当に。

石井事務局長：

あくまでも、想定は前年度分、1年分の経費とだけいただければと思います。これを、平成何年度分から遡ってやる、ということになりますと、そのデータの作成から、膨大な費用がかかってまいりますので、スタート地点が昨年1年分からでいいということで、この見積もりをお願いしたところでございます。

植村委員：

自分も過去まで遡る必要はないと思います。もしやるのであれば、スタートの時からのでいいと思うんですけれども、事務局がやる場合、PDFにして貼り付ける場合は、ほとんど手間も費用もそれほど負担にはならないということでしたけれども、今回、この議事録検索システムを入れると、そのためにもう一度テープ起こしとかいろんなことを依頼するようになるわけですか。

石井事務局長：

常任委員会の議事録につきましては、先ほど、基本は要点記録というのが条例上定められておりますが、最終日に委員長の報告を控えておりますので、委員会につきましてはある程度スピードが要求される作業でございますので、すべて業者に委託をしておりますので、データそのものがもう完成しておりますので、皆様から校正、訂正等をした後に公開することは、何ら問題ない作業でございます。

植村委員：

やっぱりいいとか悪いとかじゃなくて、要点をまとめるということになると、そのまとめる人の主観が入るので、僕も1回だけあったんですけれども、自分で言いたいことというのは、必ずしも人に1番力を入れて言っていることではなくて、あとで付け足したことのほうが自分では言いたいことということがあるんですよ。そういうのがばさっと消されていて、大し

たことじゃない、あんまり望んでいないことがきちっと書かれていたことがあったので、そういうことを考えると、このシステムはいいな、と思うところはある。でも、いろいろな皆さんの意見を聞いていて、PDFが、今回第1段階として取り入れるということで、いいのかなと、そういうことで、ちょっと変わってきました。

血脇委員長：

皆様の大方の意見が、PDFで、という意見が多いのかなと。

柴田副委員長：

私も、下手に要点とかではなく、PDFで載せるのが手間もかからないし、いいのではないかと思います。

血脇委員長：

皆さんの意見をお聞きすると、費用対効果ですとか、いろんなものを考えたときに、現時点、PDFをホームページ上に貼り付けて、会議録が閲覧できるようにする、というような大方の意見ですが、それでは、今後、ホームページ上に会議録についてはPDFで貼り付ける方法ということで、皆さんご異議ございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

それでは、今後につきましては、ホームページ上に、委員会会議録をPDFで貼り付け、閲覧できるようにするというところで決定いたしました。それでは、先ほど柴田副委員長からご提案のあった、特別委員会についてホームページ上に掲載するというところについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

石井委員：

ずっとこのところ議運をやっているのは、当初、皆さんの会派から文書で出された検討をする事項ということでやっているはずです。今日のこの場で出された特別委員会ということについては、書面で提出はございません。ここで、話し合いにすることはできないと思います。必要とあらば、あとでまた書面で出していただければいいのではないのでしょうか。

血脇委員長：

改めてこの件については書面であげていただいたらどうだ、というご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

賛成の言葉が非常に多いようです。皆さん、それでは要望事項について、特別委員会の会議録の掲載については、改めて要望事項として、議長にあげていただくということによろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

さて、ここで、常任委員会のPDFをホームページにということと決定したんですが、いつから、というところがございますので、皆さまのご意見を伺いたいと思います。

田中委員：

このメンバーになった昨年度から、令和元年からあればよろしいかなと思います。

血脇委員長：

今、田中委員から、令和元年からというご意見ですが、いかがでしょうか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

それでは、PDFのホームページ上への掲載については、令和元年、新しい議員構成になったところの常任委員会の会議録から掲載を開始するというごこととご異議ございませんか。それでは、左様決定させていただきます。

休憩いたします。再開を10時55分といたします。

－休憩 10：42－

－再開 10：55－

血脇委員長：

それでは会議を再開いたします。

続きまして、議題の2、請願・陳情の取扱いに関する要望についてを議題といたします。

前回会議において決定したことを確認します。前回会議において、資料は30部を土日、祝祭日を除く審議日の3日前の正午までに提出することが決定いたしました。議会事務局までです。

本日の会議では引き続き、要望を提出された柴田教育福祉常任委員長、石井公明党代表の両名から説明を頂きながら、残りの部分について検討を進めていきたいと思っております。

はじめに、請願及び陳情の取り扱いのフロー図を柴田常任委員長、石井会派代表の両名に作成して頂いておりますので、まずこちらについてからご説明をお願いいたします。

それでは、柴田常任委員長。

柴田副委員長：

請願と陳情の一般的な流れというのを、わかりやすくフロー図にしたほうが提出する人には分かりやすいだろうということで、作りますと申し上げました。また、要望事項にも示す

ことを書いてありますので、案として作成したのがこちらの請願・陳情審査の一般的な流れ案です。ここには、このあいだの議会運営委員会で話し合われました、陳情書の市内からの陳情者、市外からの陳情者についての扱いというのも示しています。上から見ていただくと、請願書と陳情書があり、請願書には市会議員の紹介が必要で、これを議会事務局で内容確認の上、議長が受理する。この受理する時の刻限を皆さんに諮りたいので、黄色字に、黄色字の部分は協議していただきたいところです。請願については、そのまま付託先を議会運営委員会に諮問する。市内の陳情については、取り扱いを諮問する。このあいだ、そこで2つに分かれるというところですね。市外の陳情については議長報告である。青色の、水色の点々の下段の矢印が議長報告で、ずっと下まで本会議の時に議長報告されましたという報告がされる。請願と陳情については、議会運営委員会で付託先等を協議して、本会議にかかっていくという流れになっていきます。定例会の「会」が抜けちゃっています。すいません。下の赤い長四角、「定例」としか書いていないんですけど、これは「定例会」です。ごめんなさい。実は、白井市議会請願・陳情の取り扱いという資料も配られていると思います。これは単色です。平成27年8月8日作成、実は、こんなフロー図を作りましょうなんて言ったんですけど、平成27年にこういうフロー図が議会事務局の方で作られているというのを、後になって発見しました。これを読むと、見るとほとんど同じだなという感じがするんですね。逆に申し合わせ、右肩を見ていただくと、申し合わせ事項、締め切り前のいつまでとするとか、米印になって、請願者・陳情者に意見を述べる場を提供、平成10年実施と経緯まで書いてあって、フロー図ができていた。これが眠っていたということに後で気がついたので、私が作ったフロー図は、カラーにしたというところは大きいかもしれないですけど、一応後から気がついたのでこの週末に、これを大いに取り込んで再作成をいたしました。右段の提出、受理、扱いの協議・審査というふうに、ポイントごとにどういうことに気をつけなくてはいけないかというのをオレンジに塗り、網掛けにしたところで書いてあります。ここで、提案としては、市内の在住者は議会棟に持参をしてもらいたい。というのは、今回の陳情者は、正面玄関の玄関ドアの下から、その陳情書を差し込んでいたと。これが受理できるかどうか分からない状況になったということがあったので、市内であれば持ってきてもらえないかと。そしてこのあいだ協議したように、市内だったら提出者としての説明をしたいですか、どうしますかというのを、持って来てもらえば、その場で伺えてしまうわけですよ。だから、市内の方は持参してくださいという1つを加えてもいいのではないかと。これは参考にした小浜市を、資料として付けてあります。小浜市のフロー図の流れの中に書いてあるのですね。こちらで参考の資料として書いてあります。小浜市役所5階の議会事務局へお越しいただき、議長に請願書等を提出、になっているのですね。だから、これを参考にして、こういうふうに出ないかなと思ってご提案です。それから、その下のポチは、2名以上の場合は代表者を決めていただく。これも提案で、これから決めていただかなくてはならないのですが、連絡先が分からないと困るので、これも書いておきました。提出のところは、そういう注意があります。受理の時は、このあいだ話し合ったとおり請願と市内陳情者は提出者説明の申出の確認をし、申し出があった場合、参考人として招致することがある旨を伝える。

これを書きました。その下の四角の2行に、白井市議会の議会事務局が作成したフロー図から、そのままこちらの先例、請願者、市内陳情者に意見を述べる場を提供、ということを書き加えました。それから、次が扱いの協議ですね。これは議運に付託先とかを協議するという部分なんですけれども、議運で決めるのは、審議日等を決定する。そして請願者あるいは市内の陳情者に通知をするということが決められます。あとは本会議で、それは今までの流れと同じなので特段は書いてないんですけれども、審査としては、提出資料がある場合は、審議の3日前の正午までに30部提出。このあいだ決めたことをここに入れました。一番下は、参考文献を記載してあります。白井市議会の請願・陳情の取り扱いというこの図と、先ほど申しあげました小浜市の請願・陳情の流れというフロー図の2つを参考にして作りました。以上です。

血脇委員長：

ただいま柴田常任委員長から説明がありました。それでは、もう1枚のフロー図が出ております。会派代表、石井会派代表の方からご説明をお願いします。

石井委員：

すみません、いちばん最後に大きい字で陳情者という色付きのやつ、これ会派としての考えをなるべく分かりやすくするための図でございます。会派図でございます。私どもはそもそも、陳情に対する扱い、陳情の扱いについて提案させていただきました。そもそも請願と陳情とは違ってまして、請願が請願法という法律がありますし、その請願法に基づいてどういう風にやっていくかというのはもう示されているわけで、先に説明があった柴田委員長のお話の通りです。請願は。しかしながら陳情というのは、大原則はあるものの細部については地方議会で対応が任せられている。なので白井市議会としての陳情をいままであまりきちっと決めてなかったところがあったのかなと思ひまして、会派として提案をさせていただきました。まず陳情は、市内陳情と市外陳情が今までもありました。当然。市外陳情はその矢印のとおり、議長報告というのが今までの原則でした。そして議長、議会事務局で内容確認した上でという風になっていて、矢印で議運に行って、そして本会議初日に議長報告、これが市外からの陳情でした。今回、市内陳情の方で私共が提案したのは、その市内陳情の中にも議長報告を求める場合と審査を求める場合の2つがあるということ、この矢印に示したことです。市内陳情を出された方が議長報告を求めるのか、審査をしてもらいたいという風に望んでいるのか、これは提出した時に希望を聞けばいいということです。審査を希望した場合には、陳情者を参考人として招致することがありますよ、ということをご本人に伝えることができます。その後、事務局で内容確認した上で議長が受理したら、その取扱いについては議長が諮問するわけですね。議運で取り上げるのか、委員会に付託するのかということも。ただ議長が取り扱いを諮問するというのが、なかなか各議会で色々な取り方があるようです。これは、白井市が以前に出したフローチャートと全く同じ事を書いています。以前、白井市が出したフローチャートの所にも、議長が議運に対して取り扱いを

諮問という風に書いてあります。その後は本会議で常任委員会に付託する、あるいは議運に付託するっていうふうになるんだろうと思いますが、そこは常任委員会等にしました。議運に付託される場合もあるという事でしたので。そして資料がある場合は、という風にはここには書きましたが。そして委員会で審査するという流れなんです。これが柴田委員長が出されたフローと何が違うかと言うと、陳情書のところが柴田委員長は矢印が1本なんです。それに対して、私どもは市内陳情と市外陳情に分けて、なおかつ市内陳情も議長報告と審査の2つのやり方があるという風に分けました。ここが決定的に違うので、前回の話し合いでもここが違うんですという話はさせていただきました。後の手続き等の細かい事については、柴田委員長といろいろと意見交換をさせて頂いたので、さして変わりはないんです。なぜ市内陳情を議長報告と審査の2つに分けたかと言うと、これ、もともと大原則なんですよね。陳情は議長報告と審査と2つのやり方があるというのが大原則で、それを今まで示していなかったんですね。この議長報告の方を見ると、なんかあの書面、陳情の書いた書面を議長報告の時には本会議で配られて、そのままおしまいという風に考えていたところが自分の中にもあったんですけど、実はそうではなくて、柴田委員長が出された小浜市のホームページの中にもあったんですけど、議長報告というのは、議員さん個々に陳情書を配布して、議員さんが各自で調査・審査して、それを大事なものだと思えば、議員さん個人が国会議員にこういう陳情が出ているんですよということを示すという意味だそうです。そこまで今回書いていませんけど。以前も柴田委員長から、陳情でこういうのがあったんだよねと。市外陳情なんだけどこれ重要だよといわれて、私もハッとしたことがあったんですね。自分は、市外陳情を重要視して考えていなかったんですけど、柴田さんは、市外陳情でも内容はすごく重要だよとおっしゃったことがあってね。こういう風に、議長報告というのはされていくものだなというふうに改めて認識したところです。そういう意味からすると、議長報告は、ただ書面配っただけで終わりという感覚ではなくて、私たち議員として考えていかなければいけないなと思ったのが1つ。もう1つは、ちょっと前になりますけど、個人情報のことがあるのであんまり詳しくは申し上げられませんが、市内の住民の方が、国に対してこういうことをこうして欲しいっていうのをとても強く思っていたらっしゃいました。それを私の所にメールで送ってきたりお手紙でくれたりしたんですけど、おっしゃっていることは分かるので陳情に出したらどうですかって申し上げました。そしたらその市民の方は、陳情に出すと委員会に呼ばれて色々聞かれるんだよねって。前にも違ったことで陳情を出したら委員会で2時間、びっちりやられた。やられたという言い方したんですよ。要するにいろんなことを聞かれて大変だったという意味のことなんです。自分はもう高齢だし、今更出て行ってああでもない、こうでもないと聞かれるのは嫌だということがあった。そういう市民の方がいるのであれば、その市民の方は何かの団体に所属しているわけでもないし、自分と同じ考えの人をお友達に持っている訳でもないし、一個人の考えなんだけれど、国のやり方などは結構よく見ていて、自分は意見したいと思っている市民の方が陳情できないという風に思っていたんです。でも、こうやって示して、市内の方でも議長報告というやり方と、審査するよというやり方の2つがあるんだよ、ということを示した時に、では自分は、本会議場で議員の

皆さんに自分の思いを書面で出してもらえるのであれば、それがいいとおっしゃったんですね。だから、そういうやり方があると言うのを示しておくのも大事ではないかなと思って、今回このように提案させていただきました。

血脇委員長：

今、2名の方からご説明を伺いました。1つすみません。石井代表から出されているなかで、議運の部分なんですけれど、参考人招致が決定というんですけれど、参考人招致というのは常任委員会で決定するもの。

石井委員：

ここら辺の細かいことは、また変えて頂いて構いません。自分たちの考えは、1番上のところですよ。陳情者、市外と市内と別れて、議長のところに来て、というところなので、この議運のところは決定じゃなくて、委員会が決定であれば、そのようにまた書き直してもいいですし、そこは議運に議長が諮問した時に、委員会じゃなくて議運に諮ってもらおうということもありましたよね。今まで。そういったことでここに書きましたけれど。ここは違っても構いません。

血脇委員長：

わかりました。只今2名の方からご説明をいただいたところです。皆様からこのフロー図を示して頂いておりますので、先般のこの協議事項の中のCの部分についてご意見を伺いたいと思います。

古澤委員：

石井委員に質問です。この、市内の陳情者を報告と審査に分けるというところは、私も以前から考えていたところですので、賛成ができるところではあるんですけれども、この矢印の位置を見ますと、まず受理をする時ですよ、その時に陳情者ご自身の希望を聞くという形になっていると思うんですけれども、議会側で市内の陳情の書類を受けた時に、これは報告である、これは審査に回す、そういう分別と言うのでしょうか、その点は考えていらっしゃらないのですか。

石井委員：

その点は柴田委員とも調整したところで、柴田委員の方は市内陳情については、陳情者が議会棟に持ってくるという風にされていまして。私もそれには賛成です。その際に市内陳情者に対して議長報告を求めるのか、審査を求めるのかということ、希望を聞くということ。提出時にということです。

古澤委員：

では、極端に言って市内陳情者が必ず審査をしてくださいと言えば、それは全部議会側は受け付けるということですか。審査の方に回すということですか。議会でそこを分別するという経緯は含まれないということですか。

石井委員：

市内陳情者が審査を求めますといった場合に、何が何でも審査するのではなくて、その取扱いについては議長が諮問するんですよ。

古澤委員：

そうするとこの青い、市内が白い矢印と青い矢印になっていますよね。一番上。ここでも分けるし、議長が諮問して、それは議長が諮問するのですか。議運が決めるということですか。そこでも同じ矢印が入る可能性があるということですか。市外と同じように報告に回す。それはないのですね。私は、矢印がもうひとつ足りないかなと思っているわけなんです。一番上で青い矢印が斜めに入っていますよね。それは、石井委員の意図でわかります。陳情者に確認するということですよ。白い矢印で来たときに、諮問された議運で、これは審査という希望で来ているけれども報告でいいのではないかと、という判断が入る余地というのはないのですか、ということをお聞きしているのです。

石井委員：

そこは議運で検討していただきたいと思います。入れてもいいし、このままいくのではないかと風になってもいいと思います。それは議運にお任せします。

血脇委員長：

他に意見、それから確認事項等があれば。

古澤委員：

私は、議運のところももう1本、矢印があつてしかるべきかなと思います。やはり本人の希望というのでも聞けばいいですけども。滅多に陳情者が審査を望んでいるのに報告でいいということはないかもしれませんが、可能性としてはあると思っていますので、そこに入ってもいいかなと思います。

田中委員：

柴田副委員長にお伺いします。先ほどの説明の中で、受理のところで提出者に説明の申し出の確認というような形なんですけれども、この中の意味では議長報告を選ぶというような選択肢は考えていないのでしょうか。

柴田副委員長：

そこも、もちろんあると思います。ご本人はそれこそ、いや、とても喋るなんて、だけどもちゃんと審査して欲しい、という、その意思確認が最初の提出時にできるかなと思っているんですけど。参考人として呼ぶかどうか、それは本人の希望も加味した上で、参考人として呼ぶかどうか、もし付託されることになった時にね。扱いを決めるのは常任委員会なので、そういうことも加味した上での判断を常任委員会としてすればいいのかなと思ったのですが。どうでしょうか。わかりますか、言っていること。

田中委員：

先日やった時には、陳情の取り扱いは、1番で各自審査みたいな形で、2番目に委員会付託という形だったんですけども、ここで当然審査はしていただきたいんですけども、議長報告という形でいいかどうかの確認までは入ってないということですか。

柴田副委員長：

すみません。質問の意味をちゃんと取ってないのかもしれないかもしれません。市内在住者の陳情者が来た場合は、請願者と同じように、委員会に招致して提出者の説明をいただくことが可能になるので、私たちの決め事ではね。受理するときに、お話ししたいですか、どうですかというのを伺う。それは請願も同じなんですよね。請願は、紹介議員がいるから私はいいいですという人がいるかもしれないし、私も一緒に話をしたいですという人がいるかもしれないので、持って来られた時に本人の意思確認をしておこうということなんですけれど。自分でお話ししたいですか、したくないですかということの有無を、提出する時に確認をしておきましょうという意味なんですけど、どこかちょっと腑に落ちない。

田中委員：

要は、議長報告だけで済ますという考え方はないということによろしいですね。提出者が陳情を持ってきます。そのところです。

柴田副委員長：

わかりました。言っておられる意味が。中身によるという話なんです。それはまた後の方で、審査になじまない陳情等についてというのを後でお示ししようと思うんですけど、それこそ公序良俗に反するものとか、そういうようないくつかの項目は、例え市内からの方であっても議長報告となりますというようなことも、後で皆さんに検討していただこうと思う中に入っています。

古澤委員：

議事の進行に関してです。すでに細かな差異についての議論に入っているのですが、お2人のものを見ますと、大きく違っているところがあると思うんですね。副委員長のほうは請願書、それから陳情書を併記、石井委員のほうは陳情者に限っている、この点がすごく大き

く違うと思うんですけど、これは、先にどちらにするかという議論にはならないですかね。細かなところを詰めながら、どちらにするかということになるんでしょうか。ここ大きく違っていると思うんですけど。

血脇委員長：

まず、そもそものお話を先般もお話ししたような気もするんですが、これ、常任委員会から出されているものは、陳情の取り扱いや請願の取り扱いを今何か変えるという意味ではなくて、請願者や陳情者に対して、白井市内の陳情や請願の流れをもっと明確にしてホームページ上などに記載をして、常任委員会や事務局が後で難儀をしないようにしようということとで提出されているものです。公明さんの方から出されているものは、市内の陳情者の取扱いをどうするかというような意見で出されているものなので、この部分を今ここで議論、柴田常任委員長と石井代表で、色々打ち合わせをしているのですが、そもそも論点が違っているというように思うのです。ですから、ここがなかなか明確になってこない。先ほど柴田常任委員長のほうへ、田中委員からのご質問の中であったのですが、審査になじまないものですか、そういうものはまた別の内容で出されております。ここではまず市内陳情、市外陳情、請願、要するに陳情者に対してもっと分かりやすくきちんとホームページ等に掲載して、常任委員会等で難儀しないようにしたいということとで出されているもの。どうやって言っていないかわからないんですけど。

柴田副委員長：

石井委員が、これは要は陳情のところが違うんだよということを、会派のお考えをわかりやすくする図であって、これをフロー図として掲載するんだよって話ではなくて、違いをちゃんとみんなにわかってほしいんだよというところから出されたとは私は認識したのですが、それでよろしいですね。

石井委員：

そのとおりです。我々の最初の提案の中に、ホームページに載っけてくれとか、フローチャートを作ってくれとは一言も書いていないのです。あくまでも今日お示しした会派の図というのは、うちの考えをわかりやすく示したものの1つです。以上です。

柴田副委員長：

そうしますと、議長の上の部分までが違うんだっていう風な感じのことをおっしゃられていました。そうしたら私が作った図を見て頂きたいんですけども、陳情書の下、議会事務局で議長が受理の下に、2つ分かれているのですかね。ちょっと矢印の色を変えた方がよかったのかもしれない。真ん中の青い矢印は、市内の陳情については取り扱いを諮問する。右端の点々の矢印は、市外の陳情については議長報告と書いてあるので、ここでその差異は示しているかなと思うのですね。真ん中の市内の陳情については、取り扱いを諮問するので、

ただ報告してくれればいいんだよというご意見、陳情者の思いもあるのかも知れないですけど、その取扱いについては議運に諮問されるわけなので、最初の段階でそこを細かく分けなくて、議運で決めて、議運が付託すると決めたら委員会でどのように扱うか決めるという風なステップは共通の認識だと思うので、そこで合体できないかなと思うんですけど。だいぶ違いますかしら。

石井委員：

申し訳ないのですが、その上の段階なのです。市内の陳情者は審査するか、議長報告とするか、この2つのやり方があるよと言うのを示すのが大事だと思っているので、今、柴田委員がおっしゃったフローチャートで言えば、1番上の陳情書の下に、水色の矢印が一本だけになっていますが、隣は請願者で市議会議員紹介となっていますが、この欄に市内と市外と来ると思うんです。市内と市外と来て、市内の中でも、この水色の矢印のまま行く場合と、下の点々の白い矢印の方に行く場合の2つに分かれるということです。あくまでも市内陳情者、市外陳情者の2つになって、市内陳情者はこのまま水色の矢印に行くパターンと点々矢印に行くパターンの2つがあるんだよということを示すということです。

柴田副委員長：

それ、右側の提出の次に受理というところですよ。請願・市内陳情者は、提出者説明の申し出を確認し、申し出のあった場合は、参考人として招致することがある旨を伝える、という風に、逆に図には示さずに文章で書いたつもりだったんですけど、そこもだめですか。

石井委員：

そこが違うということをお前の議運で散々申し上げたのです。つまり、受理というところの文書を行きますと、請願・市内陳情者は、という書き方をしてしまうと、請願イコール市内陳情者になってしまうんですよ、受け取り方が。だから散々、前回の議運でそうではないのですということ申し上げたのです。あくまでもフローチャートにしましょうよというお考えに乗っかるのであれば、フローチャートに載せるんだったら、陳情書の下に市内と市外があって、市内陳情者の矢印が2つなかったら選択肢にならないということです。

柴田副委員長：

それでは、「請願・市内陳情者」というのだと違うのだと。そうすると「請願及び市内陳情者」と直せばいいのかということと、陳情者については、市内と市外と最初から矢印を2つ作ればいいと。そういうことでよろしいでしょうか。直すのであれば直せますから。

石井委員：

陳情者は、市内と市外に分かれるということ、それから市内についてもやり方が2つあるということがはっきりすればいいと思います。

血脇委員長：

1点確認させていただいて良いでしょうか。公明党さんの方から出ている部分で、この最初の市内の部分で、陳情者を参考人として招致することがあるというようなことが書かれているんですけど、その前に審査、点々となっているんですが、先ほどお話の中で、審査を求めるか否かを確認するというような発言があったんですけども、この中には参考人として招致することがあるという文言と、審査を求めるか否かを確認するという文言が入るというような理解でよろしいのでしょうか。

石井委員：

市内陳情者が提出されたときに、これは確認すればいい。つまり議長報告を望むのか、審査を望むのか、この2つのどちらを望むのですか、と希望を聞くというのは前回申し上げました。その時に審査を希望した方は、参考人として呼ばれることがありますよということをその場で確認する、というふうに申し上げたら、委員長の方からちゃんとホームページに載っけるんだから、載っけてもいいような文章にというお言葉を頂いたものですから、このように書きました。つまり、市内陳情者が陳情書を持ってきた時に、議長以上報告にするのか審査にするのかというのを、希望を聞いた時には審査を求めるのであれば自分が参考人として呼ばれることもあるんだな、ということがこの文面でわかるという意味です。

血脇委員長：

すみません。ここに、だったら2段書きにした方がいいと思うのですよね。審査を求めるか否かを確認し、求めた場合は陳情者を参考人として招致することがあると。これただ、このBのところの審査、陳情者を参考人として招致することがある。これだけだと陳情者は、審査を求めるか否かというのがわからないのではないかなと思うんですが。そういうところでちょっと。

柴田副委員長：

この間話し合った中で、この間の資料の3枚目かな。委員会案と会派案というのが、下の方に2つ分かれているところの文言、陳情の取り扱いは、というのが会派案のところにあるのですけれど、ここで随分、質問が出たり議論が出た中では、会派案のほうは、①陳情の取り扱いは議員が各自審査処理するか、②委員会で審査するか、というように分かれます。で、提出者に希望を問う。委員会付託を望むなら参考人として招致することがある旨を伝えると書いてあるけれど、ここに対して②の委員会付託で審査をするというところに、市内の提出者に希望を問う、というふうに市内というのが入って、あと委員会付託で審査をそれで聞いた場合に審査を望むなら、意見提出者の説明の申し出を伺い、参考人として招致することがある旨を伝える。というふうに、間に入れたらどうですかと、確か田中委員がおっしゃったと思うのですけれど。そういうふうにおっしゃった場合に、それも構いませんとおっしゃっ

たので、それを踏まえて受理のところに申出の確認をするというのを市内であっても、請願であっても、そこになっては同じなので入れたんですけれど。これ、入れたということで、認識このあいだできたと思ったんですけど、そこも違うんですか。ここの図には入っていないので、ちょっと確認をしたい。

石井委員：

今日示した会派図というのは、あくまでも、うちの考えを簡単に示した図なんですね。なので、今委員長おっしゃったように、審査の点々ではなくて、ここを2段にしろというのであれば、それは全然かまいません。そこではなくて私たちが思っているのは、市内陳情者のそもそもの矢印を2つにしてもらいたい。まずそこからなのです。その後の細かいところは譲れるところだと思いますので、前回の議運で発言した通りでございます。

血脇委員長：

文言は別にして、常任委員会の方から示されているここの市民等の下、陳情書とあるんですが、ここに公明党さんのほうで言われている、ここに矢印を1つくっつけて、審査を望むか否かを確認するというような言葉を付け加えれば、と感じているんですが。柴田常任委員長のほうから出たものは、このフロー図をホームページ等にもっとわかりやすく掲載しようとして、その他細部もいろいろホームページ上に掲載しようというようなことだと思うんです。先ほど公明党さんの方からおっしゃられた、この市内の部分を柴田常任委員長から示されている陳情書の下に矢印を1本設けて、市内陳情者に対しては、例えばですけど、市内陳情者に対しては審査を求めるか否かを確認する、という言葉をつければ。

植村委員：

そもそも、今回ことが起こったのは、出た陳情があまりにも、僕達考えてみて、いろいろなことが、問題になることが多いねというようなことで、陳情に関して、3人で相談した訳です。とりあえず、石井代表が分かりやすいように陳情者というところから起こしている。事務局で作った例に出ている図がありますよね。これ、本当によくできているし、白井の関係例規に書かれているとおりのことだと思うんですけど、一番大事なこの陳情者についての部分が抜けていると思うんです。それは、今、石井さんがまとめたことなんですけれども、要は陳情者も人生いろいろで、色んな経験してきて、いろんな意見、いろんな思いのある人がいるんですけど、そもそも法律では平穩に請願できる権利があるということで、それをたくさん専門家を連れてきてどんどんやるっていうのも平穩だと思う人もいるし、お年寄りの、石井さんに相談があったその人は、私は高齢だし、何もここでこのような審査をしてもらわなくても、国にきちんと届けていただければいいのだとおっしゃる方もいて、それがその人の平穩になるわけですね。と、自分は考えている。だからこの陳情者の部分をもう少し、まさに情を汲んであげるような部分を入れていこうとしたのが、自分たちの会派の今回のこの説明なのですね。だから陳情が出て、それを議長が受け付けて、議運に振ったり委員会に振

るわけですがけれども、その中でそういう手続きは要りませんし、呼ばれても私は出るのはちょっと物理的に無理です、という人がいたら、それはなんて言うんだらう、その棒の引き方でイコールではないんだけど、3つになるかわからないのだけれど、右側から出てきているけれども、左側にまとめられて行くのではなくて、場合によっては公序良俗に反してなくて大切なことだなと思ったら、その本人は分かりましたと言って、1つの棒ができてしまうのですかね。何言っているのかわからなくなっちゃった。

血脇委員長：

今、植村委員の言っていること、わかりました。

伊藤副議長：

陳情者の、先ほどお話しされていた、委員会に呼ばれて色々話すのが嫌だというお話の事例があったんですけども、審査を求めても参考人として参加しないという選択肢もあるわけですから、それでいいのではないかなという。聞いていて、別に審査を求めても参考人としては出席できませんよ、という選択肢もあるということを明記しておけばそんなに問題にならないのかなというふうに私は思ったんですけど。

古澤委員：

もともと参考人というのは、議会側が招致するものであるという決まりがありますけれども、それに対して否という立場は取れるんですかね、招致した場合ね。そこですよ。絶対出なさいということではないんですね。

石井事務局長：

証人等と違いますので、出席義務というのはないところでございます。

伊藤副議長：

このフローチャートを作る際に、端折って請願と陳情を同列で作っていますよね。これをわざわざこういうふうには作らないで、最初から請願のフローチャート、陳情のフローチャートと別に分けて作った方が、市民にはわかりやすいのではないかなと私は思ったので。分けた方がいいんじゃないかという意見です。

古澤委員：

これはホームページに載せるつもりではなくて、考え方の説明だとおっしゃっていました。こちらはもう、ホームページに載せるつもりで書いていらっしゃる。いまはもう考え方の違いとホームページに載せるフローチャートの違い、ごっちゃになっているので、そこを分けて審議にしたほうがよいという提案を致します。フローチャートは、これ、もう載せるって言うことの前提みたいになっていますけど、それもまだわからないですよ。案ですよ。

柴田副委員長：

案と書いてあるとおりにこれをたたき台に、もし何か違うとかこうしてほしいとかいうのがあればお願いしますという話なので、だから公明党さんの意見もその上の部分が違いますということをお示ししてもらったと思っているので、こういうふうにしたらいんじゃないのという提案と私は受け止めたので、それは1つの提案かなと。それと陳情と請願と2つのフローチャートというのは、逆に混乱してしまうかなと。というのは、受付の受理の段階でちょっと扱いが違うけれども、市内の場合とあと請願の場合と、そのあと付託をし、取り扱いを決められた後の本会議での流れは同じなので。他市のを見ても、陳情はこうです、請願はこうです、と2つやっているところがないようですし、私は請願と陳情を2つ分けると逆にどう違うのかちょっと分かりにくくなるかなあと考えています。

血脇委員長：

伊藤副議長から、請願と陳情のフローを分けたらどうだというご意見があって、柴田常任委員長は、分けると逆にわかりづらくなるので、1つでいいんじゃないかというような意見かなと思うんですが、皆さんのご意見いかがでしょうか。

古澤委員：

請願というのは、それこそ請願法もあるし、法律で位置づけられているし、陳情とはやっぱり違うものだと思うんですね。白井市の陳情・請願の実情を見てみますと、請願は、紹介議員が必要なためということもあるでしょうけれども、非常に提出されるケースが少なくなって、ほとんど近年ない状態だと思います。陳情の方は出しやすいということもあって、その度に何件か出てきますけれども、これを見た時にわかりやすいなと思ったんです。これをホームページに出すつもりはないとおっしゃっていましたが、陳情と請願と分けても私もいいのかなと思います。請願と陳情、何が違うかという説明も書き込めるでしょうし。これだと本当に手続きのことだけですので、いっそのこと陳情と請願と分けるのも1つの手ではないかと思います。今2人のご意見を聞いたので。

秋谷委員：

そもそも論で、私は陳情に来ましたと言えれば陳情の仕方を説明すればいいんで、私は請願と言えれば請願はこういうやり方ですと、そういうことなので。それから最初、石井委員と柴田委員の話の、1番上の市内のところで陳情者が私はこうだということ、その時点で2つに分かれるということなので、もし柴田委員のほうの図にも、本人の意向で、私は審査しないほうでもいいんですよということを受け取れば、そこにそう書けばいいので、細かく提出、受理扱いの方法、これも含めてそこに矢印をひとつやればいいことだと思っています。それから、古澤委員から先ほど話があった議長のところでも、議長が取り扱いを諮問する場合と、逆に市内であっても議長報告とかそういう矢印を2つに分かれてもいいこともあるし。矢印

が多くなるかもしれないけれど、できれば石井委員の、2つに分かれた会派案に沿えば、問題なければ柴田委員の案の方にもそういう矢印をひとつ付け加えるだけでも、折衷案になるかもしれないけれど、それで陳情者が解りやすければ、私は矢印が何本あってもそれでいいと思っています。

柴田副委員長：

フロー図を作る提案をしているのは私達ですので、責任を持って作ろうと思って、これをお示しました。今、公明党の会派さんからこういう風に違うんだ、ここをはっきり分けてほしいんだ、というご意見が出ているのであれば、このフロー図に手を加え、陳情書のところに市内と市外と2つ分けて矢印を2つに分ける。そういう作り方をすることが可能だと思うので、それでいかがでしょうか。

石井委員：

そのようにお願いしたいと初めの方に言ったんですけれど。その場合に、例えば柴田さんが作ってくださったフローチャートだったら、先ほどは柴田さんからその黄色い、定例会開会日の9日前までの、というその下に、市内陳情についてと市外についてと書いてあるという風におっしゃったので、ここではないんですと申し上げたんですね。私達が思っているのは上なのです。陳情書と書いてある横でもいいんですけれど、受付の段階で、市内陳情者なのか、市外陳情者なのかという風に分かれるわけです。で、陳情書と書いてある水色の矢印が1本しかないですけれど、ここが、市外からの陳情者だったら1本でその下の点々に行くのですけれど、市内の陳情書だったら矢印が2つになりますよと。水色の矢印のところと点々矢印の方に行くんですよと。そういう意味ですね。そのように変えていただけたら、もうそこが抜本的に違うところですからそれでいいですし、また白井市議会が平成27年に出したというこのフローチャート、これでも同じです。陳情者と書いてあるその下が1本、矢印が1本なんです。ここを、陳情者は市内陳情者と市外陳情者の2通りがあるよというのをまず最初に分けて、右側の端っこに市外陳情者という風にかくのであれば、そのまま点々の矢印の方に行くわけですが、市内陳情者が左の方に書かれた場合に、審査と議長報告の2通りがあるよという風に矢印が2つになって、市内陳情者でも棒線の矢印と点々の矢印の両方があるんだよというふうになるのです。どちらのフローチャートを作るにしても、私のところの考え方は最初が違うんだよというところです。

柴田副委員長：

市内だろうが市外だろうが、持ってきた時に受理するところまで是一緒なんですけれど、それはよろしいですよ。だから、直すにしても市内・市外、下に、受理するところまでは1本ずつの棒でいいということですか。

石井委員：

受理の時に、結局、議会棟に持参するというのが柴田さんのご意見だと思うんですけど、私もそこは賛成だったので。受理する時に持ってくるわけですから、その時にですよ。だから、受理されてからではないのですよ。受理する前に希望を聞くということなんです。だから上に書いてねという話をしているのです。

血脇委員長：

今、石井会派代表の方から、この陳情書の部分に矢印をさらに追加し、市内・市外等々を含めたフロー図にして、というようなことをいただきましたので、細かな内容については別にしまして、改めてこれのフロー図の案を示していただいて、このあとの話を進めていきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次回までにフロー図のところ、公明党の会派の求めているもの等を含めて、策定してお示しいただきたいと思います。それで今、ここでああだこうだというのもちょっとあれなんですけど、先般、柴田常任委員長、石井会派代表の方から、この提案説明用資料というのが示されております。今日はこのCの部分で、今非常につまずいているわけで、今このCをやっているわけですが、このあと、このCが片付けば今度D、E、F、Gというように進めていって、このあたりはそんなに時間かからないかなとは思っています。この中で今度、皆様のお手元にある石井代表、柴田委員長から出されている、ホームページ等に記載する事項ですとか、審査になじまない内容ですとか、そういうものが示されているので、この辺りを今後ホームページ掲載に向けて皆さんで協議をして進めていきたいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは議題2につきましては、次回の議会運営委員会で再協議をするということで。

柴田副委員長：

次回、再度フロー図を示す際に、こちらの請願・陳情両方ですけど、黄色く塗ってあるところ、市内在住者は議会棟に持参するというのと、議会事務局で内容確認の上、議長が受理の下の、提出の期限について、それぞれ考えてきていただきたいなと思っています。今日は資料として、白井市のホームページ、表裏で白井市と書いていないから分かり難いかもしれないけれど、こういう記載がしてあるよと。そこから抜粋すると、議会運営委員会が、定例会ごとの議会運営委員会が開催される2日前までに受け付たものをその定例会で審査しています、というとても長い表現になっており、今回については、出し方も玄関の下に差し込まれるみたいな出し方をされているので、ちゃんと明示した、正午までという時間まで入れた、夜中に出されても困るので正午までという風にしたらどうかなと思って、それを提案してあるので、その2つについても、他市のホームページとか参考文献を付記してありますので、ご覧いただいて見てきて頂ければと思います。お願いいたします。

古澤委員：

せっかく具体的に書いたんですから、議会棟ではなくて議会事務局のほうが、小浜市と同じように事務局のほうが明確だと思います。

血脇委員長：

それでは、このフロー図に書かれている、黄色で塗りつぶされた部分等を考えていただきたいというご意見がございましたので次回までによりしくお願いをいたします。

それではここで議題2の請願・陳情の取扱いに関する要望についてを終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。それでは議題2を終了します。

続きまして、議題3、その他についてを議題といたします。

委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

次に議長から何かありましたらお願いいたします。

私の方から1点、次の開催日を決定させていただきたいと存じますが、7月の17日の来週の金曜日になるのですが、この日、午前中事務局等の都合もあって午前中は開催できないので、午後13時30分から開催したいと考えておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。

中川委員：

だめです。妥協できる時間は、3時からなら来れます。

血脇委員長：

そうすると、週を飛ばすと20日は監査ありますね。

3時からで、皆さんよろしいですか。15時から。それでは、7月17日金曜日15時から第18回議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

15日に議運がございしますが、この時は検討事項は触れません。臨時会のもののみで、協議をするということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは事務局から何かございますか。

ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる審議を賜りありがとうございました。ご苦労さまでした。

－閉会 11：59－